

2020 年度通常枠

2021 年度通常枠（2 年事業）

2022 年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠

資金分配団体向け

2024 年 2 月 27 日

## 休眠預金活用事業の実行団体への事業完了時監査の実施によりかかる経費について

2024 年 1 月 26 日に実施いたしました、2024 年度に事業完了時監査を迎える資金分配団体を対象とした説明会において、実行団体への監査実施に伴う経費の取り扱いについてご質問をいただきました。

資金提供契約書の内容、実務上の実現可能性等の観点から、以下の通り整理いたしましたので、皆様へお知らせいたします。

なお、下記整理でご対応が実務面で困難であるなどの場合、担当 PO までご相談をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 監査の実施時期

実行団体に対する事業完了時監査は、事業完了日から 2 週間以内を目指して提出いただく事業完了報告書を、資金分配団体が受領後、監査を実施することとしております（資金提供契約書）。全実行団体が 2024 年 2 月末に事業完了を迎える場合、資金分配団体におかれましては、2024 年 4 月中旬迄に実行団体の監査が終了するような日程調整の上ご対応いただきますようお願いします。JANPIA は資金分配団体様からの事業完了報告書の受領日以降、事前監査等を経て本監査の日程調整を行い、事業完了後監査を実施いたします。

資金分配団体ご担当者のおかれましては、今一度スケジュール\*をご確認いただき、事業完了時監査にかかる一連の手続きが滞りなく完了するようご協力をお願いいたします。

なお、事業完了時には経費精算手続きも同時並行で行われることになります。事業完了時監査を期日までに完了することが難しい状況において、経費精算手続きが問題なく終えられる見込みであるなど、場合により同時並行で進めていただくことは問題ありません。

[\\*2020 年度採択事業完了に向けて（2023 年 2 月 20 日ご案内）](#)

#### 2. 監査にかかる費用

助成対象となるのは資金提供契約に定める助成対象経費のうち、助成期間内の活動に要する経費として当該期間・事業に支払った経費\*です。この考え方に基づき、監査に要する費用も当然対象となります。実行団体、資金分配団体それぞれの事業完了日まで

に完了する活動に限られる点にご留意ください。

また、旅費や人件費（管理的経費またはPO関連経費）、委託費など監査に要する費用は原則当該事業の資金計画に計上されている必要があります。特に外部監査を委託する場合など高額になる場合で当該経費が資金計画に計上されていない、あるいは科目流用で対応が必要な場合は、担当POとご相談のうえ、事業完了日までに資金計画の修正を行っていただくようお願いいたします。

\*事業完了時の事務手続きフロー等の書類で「原則として、監査にかかる経費を助成金で支出する場合は、資金計画書に当該経費が計上されていることを前提に、資金分配団体の事業実施期間中に監査を実施していただくことになります。」と記しています。

\*ご参考：資金分配団体向け精算の手引き（2023.3.8）

### 3. 監査の目的と外部委託について

事業完了時に実施いただく監査は、「監査を通じて、休眠預金活用事業全般の事業運営における仕組みやプロセスを総括的に振り返り、PDCAサイクルを回し、休眠預金活用事業全体の質的な向上を目指すこと」を趣旨としております。この目的のため事業の主担当以外の方がチェックリストなどを活用した実効性ある監査を実施いただくことを想定しています。

趣旨に照らし実効性や効率性等の観点から監査の外部委託を計画される場合は、前段の「2. 監査にかかる費用」の記載事項にご留意をお願いいたします。

### 4. さいごに

上記整理は、実行団体の事業終了時期と、資金分配団体の事業終了時期を1か月ずらした形で資金提供契約を締結いただいているケースを想定しておりますので、実行団体と資金分配団体の事業終了時期が同一日という設定となっている場合など、上記運用通りの対応が難しいケースなどについては、担当POにご相談くださいますようお願い申し上げます。

以上

#### 【参考】

① 資金提供契約における関連条項（20年度通常枠実行団体向けより抜粋）

第18条（事業の完了報告）

4. 甲は、1項の規定に基づいて事業完了報告書の提出を受けた場合、本事業について監査を行い、必要に応じて外部の専門家による第三者監査を行う。

② 監査の趣旨等の説明

事業完了時監査の説明会資料（2024年1月26日）